指定設備	減価償却資産の種類	対象となるもの又は細目	販売が開始された時期に係る要件
［略］	機械及び装置	全ての指定設備（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）	［略］
［略］	建物附属設備	全ての指定設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）	［略］

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるもの又は細目	販売が開始された時期に係る要件
［略］	機械及び装置	全ての指定設備	［略］
［略］	建物附属設備	全ての指定設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。）	［略］

二　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（電子計算機にあっては情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除き、医療機器にあっては医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものに限る。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した当該投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項の規定は、中小企業者等（中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された同条第三項に規定する経営力向上設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。）について適用し、中小企業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。）については、なお従前の例による。